



「グループ共済」「きずな」 おすすめ！「リビングリスク総合補償制度」

2026年1月加入分より弁護士費用補償特約が追加されます。

これまで被保険者に責任がない被害事故では、賠償責任補償特約は使えませんでした。

弁護士費用補償特約をセットすることにより、被保険者が加害者・被害者となるいずれかの場合も補償を活用することができます。

NEW

賠償責任補償特約

被保険者が加害者となったときに効果を発揮

以下の事故で被害者より損害賠償請求された場合に賠償責任補償保険金をお支払い

- 誤って自転車で他人と接触してしまった
- 誤ってペットが他人を咬んでケガをさせてしまった
- キャッチボールをしていたら、誤って他人の住宅の窓ガラスを破損させてしまった
- 誤って水漏れにより階下の住民の家財を損傷させてしまった

弁護士費用補償特約

被保険者が被害者側となったときに効果を発揮

以下の事故で加害者への損害賠償請求をした場合に費用負担した弁護士費用保険金・法律相談費用保険金のお支払い

- 歩行中、自転車と接触してケガをした
- 他人のペットに咬まれてケガをした
- キャッチボールをしていた人に自宅の窓ガラスを割られた

弁護士



身の回りに存在する様々なリスクを総合的に補償します

1. 傷害による入院・通院・手術等

死亡保険金：300万円
後遺障害保険金：（程度により）
12～300万円
入院保険金：（1日につき）3,800円
手術保険金：（状況により）1.9、3.8万円
通院保険金：（1日につき）2,400円



熱中症や食中毒もカバーするよ！



2. 携行品損害保険金

- 外出先で携帯電話※やカメラを誤って落として破損した
- ※補償サービスを利用する場合は、補償サービス負担金額が対象となります。（時価限度額）

最高10万円
（免責金額3,000円）



3. 賠償責任保険金

- 自転車で通行人にケガをさせてしまった

最高1億円

※仕事上の事故を除く



4. キャンセル費用保険金

- 交通事故のケガによる入院のため来週からの旅行をキャンセルした



5. レンタル用品賠償責任保険金

- 国内でレンタルしたビデオカメラを誤って落とし破損した

6. 救護者費用等保険金

- 旅行先でのケガによる14日以上入院で家族が現地にかけつけた



本人月額掛金 1,040円

配偶者・子ども月額掛金 920円

本人ご加入の方は、配偶者・子どもも加入できます！

※【本人】リビングリスク総合補償制度へのご加入は、【本人】グループ共済へのご加入が条件です。

●保険期間：1月1日～12月31日（1年更新） ●募集期間：8月～9月

※制度内容等詳細についてはパンフレットを一読ください。

※グループ共済・きずな・リビングリスク総合補償制度ではお支払の対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。それぞれの保障内容、掛金等の詳細はパンフレットをご参照ください。※リビングリスク総合補償制度の掛金は確定掛金です。